

創業・創立記念に係る

「会員事業所顕彰」のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当商工会議所の事業運営につきましては、格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、標記の制度は営業歴が30年以上で、10年を単位とした創業・創立記念の年にあたる会員事業所の皆様に対し顕彰を行い、永年のご努力に敬意を表するとともに、記念すべき年をお祝い申し上げるものであります。

つきましては、貴事業所におかれましては下記事項を参考のうえ、該当される場合には、下記締切日までに**裏面の申請書によりファックス等でご申請**をいただきますようご案内申し上げます。

なお、顕彰の決定につきましては、各事業所からの申請に基づき「会員事業所顕彰委員会」の議を経て決定することになり、表彰式は3月28日（金）開催予定の「3月通常議員総会」において実施することとしております。

敬 具

記

申請締切り 2025年2月7日（金）まで

大館商工会議所「会員事業所顕彰」顕彰対象事業所概要並びに基準表

下記①～③の全てに該当される事業所

- ① 当所の会員事業所であること。
- ② **2024年1月1日から12月31日までの間に**、30周年、40周年、50周年等、10年を単位とした創業・創立（出先企業の場合は支店や営業所等の開設）記念日を迎えたこと。
- ③ 裏面の申請書により、締切日までに申請のあった事業所であること。

〔該当事業所基準表〕

周年	基準期間（この間に創業・創立した事業所）
30	H 6. 1. 1 ~ 12. 31
40	S 59. 1. 1 ~ 12. 31
50	S 49. 1. 1 ~ 12. 31
60	S 39. 1. 1 ~ 12. 31
70	S 29. 1. 1 ~ 12. 31
80	S 19. 1. 1 ~ 12. 31
90	S 9. 1. 1 ~ 12. 31
100	T 13. 1. 1 ~ 12. 31

※これ以前も10年毎の基準となります。

【本件担当・お問合せ先】

大館商工会議所 総務企画課

〒017-0044

大館市御成町二丁目8-14

TEL 0186-43-3111

FAX 0186-49-0556